

事 務 連 絡

平成30年7月12日

各都道府県私立中学校等修学支援実証事業担当 御中

文部科学省財務課高校修学支援室

私立中学校等修学支援実証事業における保護者への周知について（依頼）

標記事業について、確認書類として挙げている課税証明書には、基本的に「所得控除合計額」の欄があると考えており、当該欄がない場合は所得控除の内訳を合計して記載いただくよう、6月29日付けでお送りした「【参考】課税証明書（見本）」でお示ししているところですが、お問合わせいただいた中に、「基礎控除の記載（他の種類の所得控除内訳の記載はあり）」及び「所得控除合計額の記載」がない課税証明書を発行している市町村があるとの情報をいただきました。

当該課税証明書で確認した場合、記載のあるもののみで合計すると33万円分の基礎控除が反映されず、実際は対象となるのに、自身は対象外であると誤認し申請されない場合が考えられます。

つきましては、そのような課税証明書が発行されている場合には、当該課税証明書に記載されているそれぞれの所得控除に基礎控除分33万円を合算した金額を、申請書3ページ「所得控除合計（ウ）」に記載していただくよう、保護者への周知をお願いいたします。

※所得控除合計額が記載されている場合には、その金額をそのまま申請書3ページ「所得控除合計（ウ）」に記載していただきます。

（担当）

初等中等教育局財務課高校修学支援室

高校修学第2係（松村、石室）

電話：03-6734-3567（直通）

03-5253-4111（内線 3567）

E-mail：shuugaku@mext.go.jp